

訓練を担当する講師及び適合宣誓書

202x 年 x 月 x 日

東京航空局長 殿

登録訓練機関の氏名又は名称 株式会社サンプル登録訓練機関  
代表者の氏名 航空花子  
登録訓練機関の住所 東京都千代田区霞ヶ関 x-x-x

航空法第99条の3第1項第2号の規定に基づき  
させる。

「登録訓練機関の教育の内容の  
基準等を定める告示」第1条の  
必要履修科目から記載

氏名	技能証明の資格、 限定及び番号	生年月日 (満年齢)	担当科目	専任又は管理者 との兼任の別
航空 花子	事業用操縦士 飛行機 陸上単発 第Axxxxxx 号	xxxx年x月x日 (xx歳)	全科目	専任・兼任
航空 三郎	なし	xxxx年x月x日 (xx歳)	訓練実施の 意義、 ヒューマン ファクター の概要	専任・兼任
航空 四郎	自家用操縦士 飛行機 陸上多発 第Axxxxxx 号 回転翼航空機 陸上単発 第Axxxxxx 号	xxxx年x月x日 (xx歳)	技能発揮訓練の概要	専任・兼任
航空 五郎	自家用操縦士 滑空機 曳航装置なし動力滑空機 第Axxxxxx 号	xxxx年x月x日 (xx歳)	全科目	専任・兼任

ライセンスを所持していない場合も、講師補助として講師の監督の元に講義可能

担当科目を分ける  
ことも可能

滑空機・飛行船の場合は、  
当該種類のライセンスのみ  
を所持する受講生に講義可

※ 操縦技能証明書の写し等、講師の要件に適合していることを示す書類を添付すること。

講師が多い場合は複数枚に  
またがっても問題ありません

なお、上記の者は、航空法第99条の3第1項第2号の規定による以下の要件に適合することを宣誓する。

- 一 過去2年間に訓練の実施に関する事務に関し不正な行為を行った者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないこと。